

「民泊」許可制に 自民小委確認

自民党の観光立国調査会の小委員会は10日に会合を開き、一般住宅に旅行者らを有料で泊める「民泊」について、厚生労働省が旅館業法で定める「簡易宿所」の基準を緩和して営業許可を出す方針を確認した。今年度中に同法の省令を改正して解禁する見通しだ。訪日客の急増で都市部ではホテルが不足。政府は観光立国に向けた受け入れ体制の強化を進める。カプセルホテルなど「簡易宿所」の一種として、面積基準などを緩めて民泊に営業許可を出す方向だ。現在はインターネット

仲介を通じ、大半の貸し手が違法状態でサービスを提供している。厚労省は営業許可を実際に出す都道府県などが民泊の状況を把握し、トラブル時などに迅速に対応できるようにする。国家戦略特区では旅館業法の適用を外す特例で民泊を認める制度があり、東京都大田区で来年初1月以降にサービスが始まる見込みだ。政府内では国家戦略特区の仕組みを全国に広げて民泊を認める案も浮上している。自民党の同小委は海外事例を参考に中長期的な民泊のルールづくりを提

言する方針で、年明けの早いうちに中間取りまとめを策定する予定だ。

民泊ネット仲介 法整備を提言

政府検討会が整理案
政府のIT（情報通信技術）総合戦略本部は10日の検討会で、一般住宅に旅行者を有料で泊める「民泊」をインターネットで仲介する事業者を規制する新たな法整備の必要性を提言した中間整理案を正式に発表した。宿泊場所の提供者や宿泊者の本人確認を義務付けることなどを挙げた。

ネットの仲介サービスは匿名性が高く、犯罪やトラブルの原因になりやすいとの懸念に対応する狙い。内閣官房のIT総合戦略室は「早ければ次期通常国会に関連法案を提出したい」としており関係省庁との調整に入る。

今後の検討課題では、治療情報などの個人情報保護をビッグデータとして活用できれば、より精度の高い研究に生かせるなどと指摘。適切に個人情報を集約して活用できる代理機関の創設を検討すべきだとした。